



島根県 人権施策推進 基本方針

[第一次改定]

人権教育・啓発の推進のために

概要版

一人ひとりの人権が尊重される 社会の実現を目指して

基本方針策定の背景と改定の趣旨

国連が提言した「人権教育のための国連10年」(1995～2004年)を受け、国では1997(平成9)年に国内行動計画が策定されました。2000(平成12)年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、これに基づき、2002(平成14)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

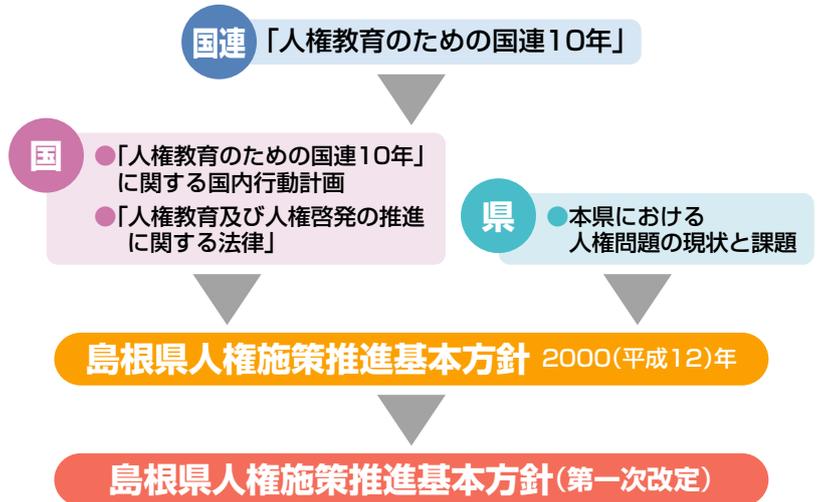
県では、2000(平成12)年に「島根県人権施策推進基本方針」を策定し、人権教育・啓発の現状と課題及び施策の基本的方向を明らかにして、人権施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

しかしながら、近年は、ドメスティック・バイオレンス(DV)や児童・高齢者への虐待といった対応の強化が求められる課題や性同一性障害者の人権、インターネット上での人権侵害など、新たな分野の課題が顕在化しています。

このため、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、2000(平成12)年に策定した「基本方針」の理念を継承しつつも、前回策定後の新たな課題や施策の動きに対応するため、2008(平成20)年10月に改定を行いました。

この「基本方針」は、今後の中・長期的な人権教育・啓発の基本的方向を明らかにするとともに、県が実施する人権施策の推進に係る基本的な指針となるものです。

また、市町村をはじめ、企業やNPOなどの団体等にあっては、この「基本方針」の趣旨に沿った自主的な取組を期待するものです。



基本理念

「共生の心」の醸成

一人ひとりの個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めます。

「人権という普遍的な文化」の創造

人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいかれるような「人権という普遍的な文化」の創造を目指します。



あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発を学校や家庭、職場、地域など、あらゆる場を通じて行い、県民一人ひとりの人権尊重意識を高めていきます。

学校教育など

一人ひとりの子どもの学ぶ権利が保障された学校・学級づくりを進めることにより、互いの人権を尊重し、望ましい人間関係を築いていこうとする意識・意欲を高め、また、「いじめ」をはじめとした身近な問題の解決に向けて、主体的に取り組もうとする実践的な態度を育てます。

- ① 保育所、幼稚園における人権教育の推進
- ② 初等中等教育における人権教育の推進
- ③ 研究指定校等における指導内容・方法の充実
- ④ 高等教育機関等における人権教育の推進

社会教育

幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら、生涯にわたって人権問題に関する多様な学習機会の充実と啓発の推進を図ります。

- ① 様々な場での学習機会の提供
- ② 指導者の養成、学習情報の提供等

家庭

関係行政機関や民間団体、学校等が相互に連携しながら、人権感覚が身に付くことを目指した家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めるとともに、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の充実など、家庭教育への支援に努めます。

企業や地域社会

企業や地域社会においても、人権思想の普及・高揚を図るための人権教育・啓発を推進し、人権尊重の意識の醸成に努めます。

- ① 企業等における人権教育・啓発の推進
- ② 地域社会における人権啓発の推進

特定職業従事者

人権に関わりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の充実に努めます。

公務員

人権の保障が行政の根幹であることを認識し、人権尊重の視点に立って、それぞれの職務を遂行するよう人権教育を充実します。

教職員

研修会や講演会等を通して教職員の資質の向上を図り、研修内容の充実と情報提供に努め、人権意識を高める取組を推進します。

警察職員

被害者、被疑者その他関係者の人権に配慮した警察活動を徹底するため、職務倫理や人権問題について研修の充実に努めます。

医療関係者

患者等に対するインフォームド・コンセントの徹底やプライバシーの尊重、個人情報の保護など、患者の人権に配慮した医療が提供されるよう研修の充実に努めます。

福祉関係者

民生委員・児童委員をはじめとする福祉関係業務従事者に対しては、人権研修の充実に努め、資質向上と活動の充実・強化を図ります。

消防職員

人権尊重の視点に立って業務を遂行するよう人権教育を充実します。

マスメディア関係者

マスメディアに従事する関係者において人権教育が自主的に取り組まれるよう要請します。



各人権課題に対する取組

女性

「男女共同参画社会基本法」の理念である「男女の人権の尊重」などの視点に立った取組を、行政と民間が一体となって総合的・効果的に進めます。

- ①男女平等を推進する教育・啓発
- ②男女共同参画社会の形成促進
- ③DV等女性に対する暴力防止の取組
- ④DV等暴力被害女性への支援
- ⑤相談体制の充実

子ども

関係する機関・民間団体はもとより、学校や家庭、地域などが連携と協働のもとに、教育や意識啓発、相談・支援体制の充実など、「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を進めます。

- ①「子どもの権利条約」などの理解促進
- ②いじめ問題への取組
- ③不登校への取組
- ④乳幼児や児童への虐待防止の取組
- ⑤健全育成に向けての取組
- ⑥相談体制の充実

高齢者

高齢者が社会参加活動の中で生きがいを醸成できるような環境づくりに取り組み、高齢者が支える側に立ち、地域社会の担い手として活躍するような「新たな共助の仕組みづくり」を進めます。

- ①福祉教育、意識啓発の推進
- ②就労対策の推進
- ③高齢者の尊厳を支えるケアの推進
- ④新たな共助の仕組みづくりの推進
- ⑤権利擁護の推進

障害のある人

障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念や誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会づくり」を進めます。

- ①「ノーマライゼーション」の理念の普及啓発
- ②障害のある人の理解を深めるための福祉教育の推進
- ③障害のある人の地域での自立生活の支援
- ④権利擁護の推進

同和問題

同和問題に対する県民の正しい理解と認識を深め、問題解決への主体的な取組を促進するため、教育・啓発を積極的に推進します。

- ①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進
- ②就労問題への取組
- ③進路保障・就学援助への取組
- ④生活環境への取組
- ⑤産業振興への取組
- ⑥隣保館活動への支援及び相談機能の充実
- ⑦「えせ同和行為」の排除

外国人

「多文化共生社会」の構築を推進し、外国人住民についての理解促進並びに外国人住民の自立及び社会参画の機会づくりを進めます。

- ①外国人住民への理解啓発の推進
- ②多文化共生社会づくりの推進
- ③外国人のための労働環境の整備
- ④外国人のための相談体制の充実

患者及び感染者等

感染症等に関する正しい知識の普及等の広報活動を進めるなどの施策を推進します。

また、難病については、相談・支援体制の充実や難病に対する正しい知識の普及を図り、職場や地域で患者や家族を支える社会づくりに努めます。

- ①ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進
- ②HIV感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進
- ③感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進
- ④難病患者等への支援
- ⑤インフォームド・コンセントの普及

犯罪被害者とその家族

犯罪被害者とその家族の視点に立ち、そのニーズに応えるため、広報・啓発や相談窓口の設置、支援体制の整備などの施策を推進します。

- ①広報・啓発の推進
- ②相談窓口の設置
- ③支援体制の整備
 - (ア)犯罪被害者等への支援活動の推進
 - (イ)関係機関・団体との連携強化

刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人とその家族の人権が侵害されることのないよう、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れる地域社会づくりを進めます。

様々な人権課題

プライバシーの保護

法令等に基づき、個人の権利利益の保護を図ります。

「ひのえうま」などの迷信

様々な機会を通じて、差別や偏見をなくす啓発に努めます。

アイヌの人々

アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等

国や市町村と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発に努めます。

ホームレスの人権

必要な個別支援、相談対応等を行うとともに、様々な人々の生活を支援するため、関係機関との連携や地域福祉等の推進に取り組みます。

インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害の早期発見を図り、迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に努めます。

また、県民一人ひとりが、情報モラルについての理解を深められるよう啓発を推進します。

性同一性障害者の人権

民間の団体と連携・協力して、正しい理解の促進と差別や偏見の解消に向けた啓発に取り組みむとともに、社会の正しい理解のもとで、自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。

人身取引(トラフィッキング)事件の適切な対応

被害者からの相談や保護を求めやすい環境づくりの推進に努めます。

日本に帰国した中国残留邦人とその家族

自立指導員や自立支援通訳の派遣など、地域社会における早期自立の促進及び生活の安定に努めます。

性的指向(同性愛など)に係る問題

性的指向について理解と認識を深めるよう啓発に努めます。

その他の人権課題

今後、新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。



施策の推進

1

推進体制とフォローアップ

島根県人権啓発推進センターを拠点として、人権教育・啓発に努めます。また、有識者で組織した「島根県人権施策推進協議会」の提言を取り入れながら、庁内組織である「島根県人権施策推進会議」において、関係部局間の密接な連携のもとに諸施策を実施します。

2

国や市町村との連携・協力

国や市町村と連携し効果的な人権教育・啓発を進めます。

3

民間との協働の推進

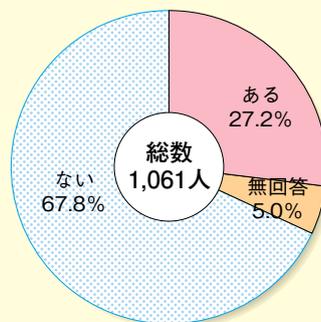
NPO等の民間の団体と連携・協力して、課題解決に対する県民の関心や参加意欲を高めていく取組を進めます。

データ

平成23年 「人権問題に関する県民意識調査」から

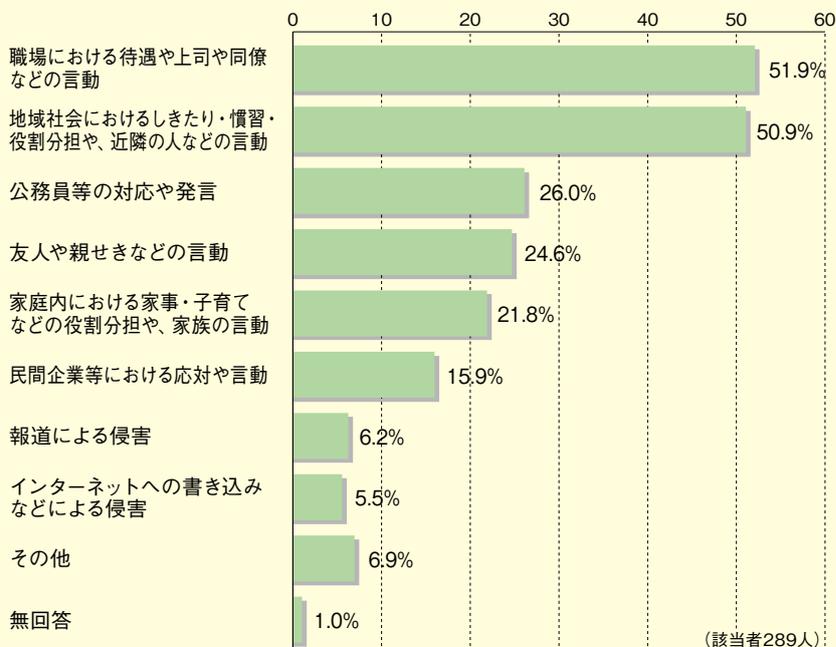
Q 日常生活の中で、あなたご自身が差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。(○は1つ)

今までに、差別や人権侵害を受けたと感じたことの「ある」人は27.2%で、ほぼ4人に1人の割合となっています。



Q 差別や人権侵害を受けたと感じたことはどのようなことですか。(○はいくつでも可)

今までに、差別や人権侵害を受けたと感じたことが「ある」と回答した人にその内容を聞いたところ、「職場における待遇や上司や同僚などの言動」が51.9%、「地域社会におけるしきたり・慣習・役割分担や、近隣の人などの言動」が50.9%と高い割合を占めており、次いで「公務員等の対応や発言」26.0%、「友人や親せきなどの言動」24.6%となっています。



島根県環境生活部 人権同和对策課

〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL0852-22-5901

●ホームページに「島根県人権施策推進基本方針(第一次改定)」を掲載しています。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/jinkendowa/>

(H25.3)

270

古紙/リサイクル配合率70%再生紙を使用

PRINTED WITH SOYINK
Trademark of American Soybean Association